

郡山市国際交流協会運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、郡山市の国際交流の一層の推進を図るため、国際交流事業を実施する郡山市国際交流協会(以下「協会」という。)に対する補助金の交付に関し、郡山市補助金等の交付に関する規則(昭和 48 年郡山市規則第 18 号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象経費及び補助額)

第 2 条 補助の対象となる経費は、協会の運営に要する経費で別表のとおりとし、補助金の額は、予算の範囲内で定める額とする。

(交付の申請)

第 3 条 補助金の交付申請は、規則第 4 条に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 会員名簿
- (4) 総会資料その他協会の会議資料

(交付の条件)

第 4 条 規則第 6 条第 1 項第 4 号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助金を目的外に使用してはならない。
- (2) 補助金にかかる帳簿及び証拠書類を備え、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保存しておかななければならない。

(概算払)

第 5 条 市長は、必要と認めるときは、補助金の一部を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告等)

第 6 条 補助事業の実績報告は、補助事業完了後速やかに規則第 14 条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 事業報告書

(2) 収支決算書

(補助事業の内容変更等の手続)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、規則第9条に規定する補助事業等内容変更等承認申請書に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 変更後の事業計画書

(2) 変更後の収支予算書

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

(1) 補助対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更

(2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(補助事業内容の変更の承認、額の確定等)

第8条 市長は、前条第2項の規定による変更承認の申請及び実績報告があった場合、これらを適当と認めた時は、規則第9条第2項及び規則第15条の規定に基づき速やかに変更承認の決定及び補助金の額の確定を行い、規則第9条に規定する補助事業等内容変更等承認通知書により協会の代表者に通知するものとする。この場合において、当該実績報告は、当該変更承認後の補助事業の内容に係る実績報告とみなす。

2 前項の場合において、市長は、確定した補助金の額が第5条の規定による概算払の額を下回るときは、当該差額の返納を命じなければならない。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成11年3月31日から施行し、平成10年度以後の年度分の補助金について適用する。

(郡山市国際交流協会運営費補助金交付要綱の廃止)

2 郡山市国際交流協会運営費補助金交付要綱(平成2年9月12日制定。以下「旧要綱」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この要綱の施行の日前に、旧要綱の規定に基づきなされた処分、手続その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 2 条関係）

対象経費	経費の内容
職員給与等	職員給与等
共済費	職員社会保険料、勤労者互助会費等
旅費	交通費及び日当（事業費分を除く）
需用費	消耗品費（事業費分を除く）
役務費	銀行振込手数料
負担金	社会保険協会年会費